

1 通知カードが届いたら

10月以降、マイナンバーは住民票の世帯ごとに簡易書留で郵送します。届いたら、次の3点が入っているか確認しましょう。

- マイナンバーの『通知カード』と『個人番号カード』の申請書
- 返信用封筒
- 説明パンフレット



【表】 【裏】

2 個人番号カードを申請しよう

マイナンバーを記載した書類を提出する際、番号が正しいことを確認するために、顔写真が入った証明書(運転免許証など)が必要です。通知カードだけでは、法律上義務付けられている本人確認はできませんが、顔写真がある個人番号カードなら、本人確認が1枚で完了します。

個人番号カードは申請することで受け取ることができ、その申請方法は2種類あります。

- (1) 郵便申請

通知カードについている『個人番号カード交付申請書』に必要事項を記入し、顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函
 - (2) オンライン申請

スマートフォンやデジタルカメラで顔写真を撮影し、ウェブサイトから必要事項を入力の上、顔写真のデータを添付して申請
- ※詳しくは、通知カードに同封の説明パンフレットをご覧ください

3 個人番号カードを受け取りましょう

平成28年1月以降、役場町民課で受け取れます。その際には、次の書類等が必要です。

- 通知カード
- 交付通知書(個人番号カードの準備ができたことを知らせる『はがき』)
- 本人確認書類(運転免許証など)
- 住民基本台帳カード(持っている人のみ)



【マイナンバーの相談窓口】

- 通知カードや個人番号カードの交付等に関する相談窓口
町民課窓口サービス係 ☎内線112~115
- マイナンバー制度全般に関する相談窓口
総務課広報情報係 ☎内線211・217~219

【マイナンバーの詳細はこちら】

- ホームページ『マイナンバー-社会保障・税番号制度』
<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/>
- コールセンター ☎0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)
※平日9時30分から17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

いよいよ『マイナンバー』をお知らせします

平成27年10月5日からマイナンバー制度がスタートします。10月中旬以降に住民票の住所地へあなたのマイナンバーが記載された『通知カード』を送付します。

マイナンバーの使い道

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障・税・災害対策の行政手続で利用します。

社会保障	税	災害対策
<ul style="list-style-type: none"> ● 年金・雇用保険の資格取得や確認、給付 ● ハローワークの事務 ● 医療保険の給付の請求 ● 福祉分野の給付、生活保護 	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載 ● 道・町に提出する申告書、給与支払報告書に記載 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災・災害対策に関する事務 ● 被災者生活再建支援金の給付 ● 被災者台帳の作成事務

『個人番号カード』と『通知カード』の違い

	個人番号カード	通知カード
様式	<p>【表】</p> <p>【裏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表面に基本4情報と顔写真を記載 ・ 裏面にマイナンバーを記載、ICチップを搭載 ・ プラスチック製 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーと基本4情報を記載 ・ 顔写真なし ・ 紙製
用途・利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分証明書としての利用 ・ マイナンバーを確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ・ 電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カードを受け取るまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に、運転免許証などの本人確認書類とともに利用可能